

# 川崎市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要領

川 崎 市

## 川崎市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市狭あい道路拡幅整備要綱（昭和63年1月13日付け川建指第698号。以下「要綱」という。）第11条第3項の規定に基づき助成金及び奨励金（以下「助成金等」という。）の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で定める用語の例による。

### (助成金交付の対象)

第3条 この要領による助成金交付は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用する。

(1) 後退用地を市に寄附し、寄附した用地内にある整備支障物件を除却すること。隅切用地を寄附する場合は、その用地内の整備支障物件も除却すること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 拡幅等整備の対象となる地域で整備支障物件を除却する場合。ただし、整備支障物件の除却等であって、当該整備支障物件以外の建築物の建築を伴わないものに限る。

イ 拡幅等整備の対象外となる地域で整備支障物件を除却する場合。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表1及び2に掲げる整備支障物件の区分に応じ、次の各号により算出する。ただし、市長が特に理由があると認めた場合はこの限りでない。

(1) 前条第2号アを適用する場合、別表1に掲げる整備支障物件の区分に応じ、算出した工事費の合計額とする。ただし、助成金の額は、500,000円を限度とする。

(2) 前条第2号イを適用する場合、別表2に掲げる整備支障物件の区分に応じ、算出した工事費の合計額の2分の1とする。ただし、助成金の額は、300,000円を限度とする。

2 第1項の規定により算出した額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

### (奨励金交付の対象)

第5条 この要領による奨励金交付は、拡幅等整備の対象となる地域において、後退用地等を市に寄附した場合に適用する。

### (奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、固定資産税・都市計画税における路線価に、隅切用地の面積を乗じた額とする。ただし、市長が特に理由があると認めた場合はこの限りでない。

2 第1項の規定により算出した額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成金等の交付申請等)

第7条 助成金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定めるところにより申請するものとする。

(1) 助成金の申請は、要綱第5条第1項第1号及び第2号の規定による協議の内容に基づき、別表1及び2に示す工事（以下「除却工事等」という。）に着手する前に、狭あい道路拡幅整備助成金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出すること。

(2) 奨励金の申請は、要綱第5条第1項第1号及び第2号の規定による協議の内容に基づき、後退用地の所有権が市に移転する前に、狭あい道路拡幅整備奨励金交付申請書（第2号様式）に必要な書類を添えて市長に提出すること。

2 市長は、前項各号に掲げる申請書の提出があったときは、要綱第5条の規定による協議の内容に基づき、現地調査により審査するものとする。

(工事完了届)

第8条 申請者は、除却工事等が完了したときは、速やかに除却工事等完了届（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に届け出るものとする。

2 市長は、除却工事等完了届（第3号様式）が提出されたときは、整備支障物件の除却工事等が完了したことを確認する。

(助成金等の交付決定等)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合において、所有権移転の手続きが完了したことを確認したうえで、助成金等の交付を決定し、狭あい道路拡幅整備助成金等交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(1) 助成金の場合 当該整備支障物件の除却工事等が完了したことを確認したとき。

(2) 奨励金の場合 後退用地等に整備支障物件がないことを確認したとき。

(助成金等の請求)

第10条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けたときは、市長に助成金等の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、内容を審査し、速やかに当該請求者に助成金等を交付するものとする。

(助成金等の交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金等の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたとき。

(2) この要領の規定に基づく助成金等の交付決定の内容又は法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき助成金等の交付決定を取り消したときは、狭あい道路拡幅整備助成金等交付取消決定通知書(第5号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金等の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消す場合において、既に助成金等が交付されているときは、狭あい道路拡幅整備助成金等返還命令書(第6号様式)により期限を定めて、助成等を受けた者にその返還を命ずることができる。

附 則

この要領は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。(様式の所要の整備)

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。(組織改編による所要の整備)

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。(組織改編による所要の整備)

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。(様式の所用の整備)

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。(助成内容の変更及び隅切用地に関する奨励金の交付)

別表 1 (第 4 条関係)

| 整 備 支 障 物 件  |                 | 工 事 費                        |
|--------------|-----------------|------------------------------|
| 塀            | 木 塀             | 除却工事に要する費用                   |
|              | コンクリート<br>ブロック塀 |                              |
|              | 石 積 塀           |                              |
|              | 万 代 塀           |                              |
|              | ネットフェンス         |                              |
|              | 格子フェンス          |                              |
|              | 門               |                              |
| 擁壁           | 石積み擁壁           | 除却工事に要する費用                   |
|              | コンクリート擁壁        |                              |
| 樹木           |                 | 除却工事及びこれに伴う<br>移植工事に要する費用    |
| 生け垣          |                 |                              |
| 切 土          |                 | 除却工事に要する費用<br>(残土処分費を含む)     |
| 排水ます（附属管を含む） |                 | 除却工事及びこれに伴う<br>移設・新設工事に要する費用 |

別表 2 (第 4 条関係)

| 整 備 支 障 物 件 |                 | 工 事 費      |
|-------------|-----------------|------------|
| 塀<br>(除却費)  | 木 塀             | 3,200 円/㎡  |
|             | コンクリート<br>ブロック塀 | 12,500 円/㎡ |
|             | 石 積 塀           | 10,600 円/㎡ |
|             | 万 代 塀           | 5,000 円/㎡  |
|             | ネットフェンス         | 2,600 円/㎡  |
|             | 格子フェンス          | 2,600 円/㎡  |
| 門 (除却費)     |                 | 14,800 円/本 |
| 擁壁<br>(除却費) | 石積み擁壁           | 36,700 円/㎡ |
|             | コンクリート擁壁        | 61,900 円/㎡ |
| 樹木<br>(移植費) | 根回り (約 20~26cm) | 10,900 円/本 |
|             | 高 さ (約 1.9m)    |            |

|           |                               |                         |
|-----------|-------------------------------|-------------------------|
|           | 根回り（約 27～34cm）<br>高 さ（約 2.1m） | 16,600 円／本              |
|           | 根回り（約 35～41cm）<br>高 さ（約 2.6m） | 26,800 円／本              |
| 生け垣       | （移植費）                         | 6,600 円／m               |
| 切 土       | （残土処分費を含む）                    | 18,900 円／m <sup>3</sup> |
| 排水ます除却・移設 | （附属管を含む）                      | 19,300 円／ヶ所             |